

薬局と店舗販売業の併設に関する審査基準等の調査結果

	指導内容(自治体間の指導のばらつきを指摘された内容)	1:その通り 2:その通りでない 3:事例なし 4:その他			
		1	2	3	4
①構造	薬局の構造について、3方向を壁とすることを求めている。	11	117	2	13
	患者が、薬局と店舗販売業の店舗間を直接行き来する構造は認めていない。	11	127	3	2
	従業員が、薬局と店舗販売業の店舗間を直接行き来する構造は認めていない。	8	129	5	1
	店舗販売業の店舗の床について、薬局の調剤室と同等の不浸透素材とすることを求めている。	42	90	4	7
②出入口	薬局の出入口について、出入口は1カ所とすることを求めている。	4	135	2	2
	店舗販売業の店舗の出入口から店舗内を通り抜けないと薬局へ出入りすることができない構造とする場合は、薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路を設けることを求めている。	69	63	7	4
	(共有通路を設ける場合の取扱い)				
	店舗販売業の店舗の出入口が複数ある場合、全ての出入口について、薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路を設けることを求めている。	7	48	13	1
	薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路は、医薬品を陳列することを認めていない。	66	3	0	0
	薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路は、薬局や店舗販売業の区画と明確になるよう、床の色分けや線引きを求めている。	53	14	1	1
	薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路の境界には吊り看板を設けることを求めている。	2	65	1	1
薬局と店舗販売業の店舗のいずれの許可面積にも含めない共有通路は、要指導・第一類医薬品のカウンターから50cm離すことを求めている。	2	57	6	4	
③薬局と店舗販売業の区分	薬局と店舗販売業の店舗を明確に区別するため、例えば、床面の線引きや色分けを求めている。	110	22	1	10
	薬局と店舗販売業の店舗を明確に区別するための方法は、薬局と店舗販売業の店舗の間に壁や飛び越えられない高さのパーテーションを設けることでなければ認めていない。	34	101	2	6
	薬局閉鎖時には、パーテーション等で薬局に入れないようにすることを求めている。	131	6	1	4
	薬局閉鎖時に、ネットを用いる場合、くぐれないように床に必ず固定するよう求めている。	24	92	11	16
④表示	「〇〇薬局」という会社名の場合等、店舗販売業の店舗の看板に「〇〇薬局」と記載する際は、店舗名ではなく会社名であることがわかるような工夫を求めている。	32	41	57	13

	薬局が店舗販売業の店舗の奥に位置している等の理由により、店舗販売業の店舗の店先に、調剤受付をしている旨を掲示する場合には、患者が店舗販売業の店舗を薬局であると誤解を受けないような工夫を求めている。	62	51	25	5
	上記の場合、「併設の薬局にて調剤を受け付けています」と必ず記載する等、特定の方法を求めている。	4	104	24	4
	薬局の薬剤師の勤務時間表を店舗販売業の店舗の入口に表示することは、認めていない。	56	26	53	8
	薬局の薬剤師の勤務時間表を店舗販売業の店舗の入口に表示することは、店舗販売業の薬剤師の勤務時間表と誤解を受けるものであれば認めていない。	74	0	59	9
⑤管理者等の併任	薬局又は店舗販売業の管理者は、専任義務があるため、併設している店舗販売業の店舗または薬局において、医薬品の販売や相談等を行うことは認めていない。	131	6	4	2
	薬局又は店舗販売業の管理者以外の薬剤師がそれぞれの店舗で勤務する旨を届出しており、当該薬局又は店舗における薬剤師の勤務状況が体制省令を満たしていることが明確な場合であっても、当該薬剤師が同一時間帯に薬局及び店舗販売業の両方の店舗を行き来して医薬品の販売等を行うことは認めていない。	48	62	28	5
	薬局又は店舗販売業の管理者以外の薬剤師がそれぞれの店舗で勤務する旨を届出しており、当該薬局又は店舗における薬剤師の勤務状況が体制省令を満たしていることが不明瞭な場合には、当該薬剤師が同一時間帯に薬局及び店舗販売業の両方の店舗を行き来して医薬品の販売等を行うことは認めていない。	89	0	44	10
⑥要指導医薬品等の販売	薬局を閉鎖している時間帯においては、薬局の入口を閉鎖している場合であっても、要指導医薬品及び第一類医薬品の陳列スペース上の掲示等を布などで隠すよう求めている。	12	121	5	5
	店舗販売業の店舗に薬剤師がいない時間帯において、要指導医薬品及び第一類医薬品の陳列スペース上の掲示、店舗内外での広告等を認めていない。	19	104	8	12
⑦医薬品の保管	店舗販売業の店舗でない事務所や倉庫には、医薬品の保管を認めていない。	93	27	11	11
	店舗販売業用の要指導医薬品、一般用医薬品の保管は、薬局の調剤室で行うことは認めていない。	122	5	15	1
⑧その他	薬局の待合室や投薬カウンターから食品が見えることは認めていない。	2	122	14	4